



ぼたん

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上慎一郎
税理士 村上行雄
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日
4日・みどりの日
5日・こどもの日
6日・振替休日

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

5月の税務と労務

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 国 税／4月分源泉所得税の納付
5月12日 | 国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
6月2日 |
| 国 税／3月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 6月2日 | 国 税／特別農業所得者の承認申請
5月15日 |
| 国 税／9月決算法人の中間申告
6月2日 | 地方税／自動車税・鉦区税の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月2日 | |
| 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月2日 | |

ワンポイント 国民負担率

租税負担と社会保障負担の合計が国民所得に占める割合。財務省によると、厚生年金等の保険料引上げや高齢化に伴い社会保障負担率が増加すること、景気回復・消費税率引上げに伴い租税負担率が増加することにより、平成26年度の国民負担率は41.6%で過去最高となる見通しです。

企業コンプライアンスとは？

近年、企業による脱税・申告漏れ・所得隠しや原材料・産地の意図的な偽装、暴力団・総会屋などの反社会的勢力に対する利益供与などの事件により、企業コンプライアンスが重要視されるようになってきました。

不祥事が企業に与えるダメージは、事態収束のために要する直接コストのみならず、信用失墜、ブランド・イメージ低下、社会的制裁など極めて大きいものとなります。企業不祥事が発生しないようにコンプライアンスを重視することは、企業の経営の最重要課題の一つとなっています。

「企業コンプライアンス」とは、コーポレートガバナンス(企業統治)の基本原則の一つで、企業が法律や内規などのごく基本的なルールに従って活動することをいい、ビジネスコンプライアンスという場合もあります。「コンプライアンス」は、一

般的に日本語では「法令順守」と訳され、欧米の企業では以前から普及している概念でしたが、日本でも企業不祥事が後を絶たないため重視されるようになってきました。

企業も社会の構成員の一人として会社法だけでなく民法・刑法・労働法といった各種一般法、その他各種業法をすべて遵守し、従業員にもそれを徹底させなければならぬとされ、大会社については、内部統制システム構築義務が課されています。

組織内においてコンプライアンスを実行できるよう経営管理し、事業活動を行うこと(コンプライアンスマネージメント)や、情報提供者本人に不利益が生じない仕組み(コンプライアンスプログラム)作りとして、専門部門やコンプライアンス監査などの機能を設置し、日々変化がある社会情勢や法令に対して、組織がコンプライアンス対応できる態勢を整えることが求められています。

行ってよかった花火大会

角川マガジズが運営するウォーカープラスが行った「2013年全国の行ってよかった花火大会ランキング」調査の結果、第1位に輝いたのは、「第54回いたばし花火大会(東京都板橋区・約1万1,000発)」でした。

以下、第2位「第67回あばしりオホーツク夏まつり花火大会(北海道網走市・約2,500発)」、第3位「長岡まつり大花火大会(新潟県長岡市・2万発)」、第4位「第8回古河花火大会～関東のドマンナカに咲く三尺の大輪～(茨城県古河市・2万発)」、第5位「2013わたらせ・サマー・フェスタ第99回足利花火大会(栃木県足利市・2万発)」、第6位「第37回みやま納涼花火大会(福岡県みやま市・8,000発)」と続きます。

歴史のある花火大会も多いですね。少し気が早いですが、今年は何の花火大会に行こうか夏の予定を立ててみてはいかがでしょうか！

自分の上司が自分だったら

あなたが上司を選べるとしたら、あなた自身を選ぶでしょうか。あなたという社長の下で、一従業員として働きたいと思うか想像してみたことがあるでしょうか。自分自身が自分の上司になった時に、その上司の下で一〇〇%の力を発揮できるでしょうか。

部下の話や聴く姿勢、部下を育てる熱意、部下がミスしたときの対応、お客様との接し方などを客観的に振り返ってみて、「ぜひこの人の下で働きたい」と思えるでしょうか。

あなた自身が自分のことを「ぜひこの人の下で働きたい!」と思えるような魅力ある生き方を心がけましょう。

する譲渡については承認を要しないこと、譲渡を承認しない場合において先買権者をあらかじめ指定しておくこと等を定款で定めることが認められました。

(3) 議決権制限株式

「議決権制限株式」とは、株主総会の全部又は一部の事項について、議決権を行使できない株式をいいます。特に総会の全ての事項について議決権を有しない株式を「完全無議決権株式」といいます。議決権の制限に関しては、配当優先無議決権株式など様々な要素を組み合わせた株式が考えられます。

これまで、株式会社は議決権制限株式を発行済株式総数の二分の一までしか発行できませんでしたが、会社法では株式譲渡制限会社においては発行限度が撤廃されました。より少ない自社株で安定議決権を確保することができるようになり、また、事業承継者以外へ相続する株式は議決権制限株式にするなど、議決権制限株式の活用が広がりました。

(4) 属人的種類株式

これまで株式会社では、原則として出資額に応じて議決権・配当の配分を行うこととなっていました。一方、有限会社では、定款に定めをければ、議決権の行使や配当などについて社員ごとに異なる取扱いができることになっていました。

会社法では、株式譲渡制限会社においては、これまでの有限会社と同様に、剰余金の配当・残余財産分配権・議決権について株主ごとに異なる取扱いをすることを定款に定めることができるようになりました。この株式も内容の異なる種類株式となり、属人的種類株式といわれています。株主の異なるごとの取扱いには、次のようなものがあります。

- ① 議決権・一株に総議決権の過半数の議決権を与える。
- ② 一定数以上の株式を有する株主の議決権を制限する。
- ③ 剰余金の分配・所有株式数によらず「頭割り」で分配。
- ④ 残余財産の分配・所有株式

数によらず「頭割り」で分配。例えば、事業承継者に「一株に総議決権の過半数の議決権を与える」内容の株式を取得する権利（ストックオプション）を与えたとしますと、事業承継者へ議決権を集中させることができ、事業承継対策に大きな効果があります。

ただし、定款でこのような異なる取扱いを新設したり変更したりすることは、株主の権利に大きな影響を与えますので、通常の株主総会の特別決議（議決権の過半数の出席かつ出席株主の三分の二以上の賛成）ではなく、より厳しい特殊決議（総株主の過半数、かつ総株主の議決権の四分の三以上の賛成）が必要となります。

(5) 相続人等に対する売渡請求

相続や合併等により会社にとつて好ましくない者に株式が分散することを防ぐにはどうしたらよいでしょうか。

これまで、株式を譲渡制限株式とした場合でも、相続や合併等の事由による株式の移転は制

限できなかったため、会社にとつて好ましくない者に株式が分散することを阻止できませんでした。会社法では、定款で定めることにより、会社が相続等で移転した譲渡制限株式について売渡請求を行うことが可能になったため、会社の経営を安定させることができるようになりました。

ただし、この制度を活用するには、次のような注意点があります。

- ① 請求期限・相続等があったことを知った日から一年以内に、株主総会の特別決議（議決権の過半数の出席かつ出席株主の三分の二以上の賛成）を経て請求する必要があります。
- ② 売買価格・株式の売買価格が、当事者間の協議によりますが、協議が整わない場合、裁判所に売買価格決定の申立てができます。ただし、申立ては売渡請求の日から二〇日以内に行う必要があります。
- ③ 財源規制・剰余金分配可能額を超える買取りはできません。

会社法について

種類株式の発行を中心に

平成十七年六月二十九日、「会社法」が成立し、翌年五月一日から施行されました。それ以前は、会社に関する規定は、商法第二編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（「商法特例法」）など、様々な法律に分散しており、一つの法律にまとまっていまませんでした。

また、明治三十二年に制定された商法、昭和十三年に制定された有限会社法は、ともに片仮名文語体表記となっており、非常に読みにくいといわれています。そこで、会社に関する法律を一本にまとめて条文を再構成するとともに、平仮名口語体表記で体系的で分かりやすい法律として会社法が制定されました。

内容的にも大改正され、特に、中小企業に関連する部分としては、株式会社制度と有限会社制度の統合、機関設計の柔軟化、事業承継に活用できる株式制度の拡充、会計参与制度の導入、最低資本金の撤廃、合同会社の新設など非常に多岐にわたっており、それによって得られるメリットも様々です。

「高齢になってきたのでそろそろ息子に事業を継がせたいが、相続により会社の経営に関係のない親族にも株式が行き渡り、息子が円滑に会社経営ができるかどうか心配」「株式発行の工夫により円滑に事業を承継したい」という経営者の方も多いのではないのでしょうか。そこでまず、事業承継の場面で活用すれば効果があると思われる「種類

株式」について考えてみましょう。

(1) 種類株式

会社法が異なる権利を付与した「種類株式」として中小企業に認めているものは、次の九つです。

- ① 剰余金の配当
 - ② 残余財産の分配
 - ③ 株主総会において議決権を行使できる事項（議決権制限株式）
 - ④ 譲渡による取得についての会社の承認（譲渡制限株式）
 - ⑤ 株主から会社への株式取得請求権（取得請求権付株式）
 - ⑥ 会社による強制取得（取得条項付株式）
 - ⑦ 株主総会の決議による全部の株式の強制取得（全部取得条項付株式）
 - ⑧ 定款に基づく種類株主総会の承認（拒否権付株式）
 - ⑨ 種類株主総会での取締役・監査役の選任（選解任株式）
- 種類株式とは、このように様々な条件について普通株式と異なる権利、内容を持つ株式をいい、

うまく活かすことができれば有効な事業承継対策になると思われれます。

(2) 譲渡制限株式

「譲渡制限株式」とは、その株式を譲渡しようとする場合には会社の承認を必要とすることを定款で定めた株式のことをいいます。譲渡を承認する機関は、原則として、取締役会を設置しない株式会社では株主総会が、取締役会を設置する株式会社では取締役会が務めることとなります。

これまでは会社が複数の種類の株式を発行している場合に、一部の種類の株式にのみ譲渡制限を付けることはできませんでしたが、しかし、会社法では、一部の種類の株式についても譲渡を制限できるようになり、議決権のある株式にのみ譲渡制限を行い、議決権制限株式には譲渡制限を行わないなどの制度設計も可能となりました。

また、株主間の譲渡について承認を要しないこと、特定の属性を有する者（従業員等）に対